



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定 (水産課) 1
- 道路の区域の変更 (道路管理課) 1

公 告

- 事後調査報告書の縦覧 (道路街路課) 1

人事委員会事項

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2

その他

- 行政書士試験の実施 2

告 示

沖縄県告示第261号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第3項の規定により、羽地加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和元年 7月 9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第262号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和元年 7月 9日 から同月23日まで一般の縦覧に供する。

令和元年 7月 9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田名野甫線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	伊平屋村字島尻アシチ原731番3から 伊平屋村字島尻アシチ原731番3まで	17.2m ~ 17.4m	26.0m
新	伊平屋村字島尻アシチ原731番3から 伊平屋村字島尻アシチ原731番3まで	13.5m ~ 15.0m	26.0m

公 告

沖縄県環境影響評価条例 (平成12年沖縄県条例第77号) 第36条の規定により、事後調査報告書を作成した

ので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和元年7月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業
 - (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
 - (3) 規模 南風原知念線の本線部の延長8,300メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 南風原町及び南城市
- 4 事後調査の実施期間 平成29年4月21日から平成30年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - イ 沖縄県土木建築部南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番2 電話番号098-944-5155
 - ウ 南風原町経済建設部まちづくり振興課 南風原町字兼城686番地 電話番号098-889-4412
 - エ 南城市土木建築部都市建設課 南城市佐敷字新里1870番地 電話番号098-917-5350
 - (2) 期間 令和元年7月9日から同年8月7日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 - (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - (2) 沖縄県土木建築部南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番2 電話番号098-944-5155

人事委員会事項

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月9日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第14号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の項中「3年制の短期大学の卒業」を「3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」に、「2年制の短期大学の卒業」を「2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により沖縄県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験を、次のとおり実施する。

令和元年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一 照

- 1 試験期日 令和元年11月10日（日曜日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 沖縄国際大学 宜野湾市宜野湾二丁目6番1号
- 3 試験の科目及び方法
 - (1) 試験の科目
 - ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題） 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成31年4月1日現在施行されているものに関して出題する。
 - イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題） 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解
 - (2) 試験の方法
 - ア 試験は、筆記試験によって行う。
 - イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出題する。
- 4 受験願書及び試験案内の配布及び請求方法
 - (1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布
 - ア 配布期間 令和元年7月29日（月曜日）から同年8月30日（金曜日）まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
 - イ 配布場所及び配布時間

配布場所	所在地	電話番号	配布時間
沖縄県企画部市町村課	那覇市泉崎1丁目2番2号 (沖縄県庁7階)	098-866-2134	午前8時30分から午後5時15分まで
沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号 (北部合同庁舎)	0980-52-2170	
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号 (中部合同庁舎)	098-894-6500	
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎)	0980-72-2551	
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1 (八重山合同庁舎)	0980-82-3040	
沖縄県行政書士会	浦添市伊祖四丁目6番2号 (沖縄県行政書士会館)	098-870-1488	午前9時から午後5時まで

- (2) 受験願書及び試験案内の郵送による請求方法
 - ア 配布期間 令和元年7月29日（月曜日）から同年8月23日（金曜日）まで
 なお、配布の請求は、令和元年7月8日（月曜日）から同年8月23日（金曜日）（必着）まで受け付ける。
 - イ 請求方法 住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形2号：A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先に請求すること。
 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
- 5 受験申込み手続
 - (1) 郵送による受験申込み
 - ア 受付期間 令和元年7月29日（月曜日）から同年8月30日（金曜日）まで。同日までの消印があるものを受け付ける。
 - イ 申込み方法 受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず

簡易書留郵便で郵送すること。

ウ 提出書類 受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

(7) 受付期間は、令和元年7月29日（月曜日）午前9時から同年8月27日（火曜日）午後5時までとする。

(イ) インターネットによる受験申込みは、令和元年8月27日（火曜日）午後5時で終了するため、同時刻までに入力を完了していない場合は、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなることに注意すること。

(ウ) 受付最終日（令和元年8月27日（火曜日））は非常に混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるので、余裕を持って早めに申し込むこと。

(エ) 受付期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能である。

(オ) 入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

イ 受験手数料の払込み

(7) 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むものとする。

(イ) 利用できるクレジットカードは、VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersとする。

(ウ) 利用できるコンビニエンスストアは、セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアとする。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、7,000円とする。受験手数料の払込み方法については、試験案内に記載された方法によること。

イ 受験手数料の払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

ウ 払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により試験を実施しないこととした場合等以外は、返還しない。

(4) 問合せ先 一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03-3263-7700）

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいがある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等、受験に際して必要な措置を希望するものには、障がい等の状況により希望される措置を行うことがある。

(2) 申出の時期や障がいの内容等によっては、希望に沿えない場合もある。

(3) 受験に際して必要な措置を希望する場合は、受験申込みを行う前に、必ず5(4)の問合せ先に相談すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 令和2年1月29日（水曜日）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を掲示した後、受験者には合否通知書を郵送する。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---